

学校におけるいじめ、体罰、わいせつ行為等への対策推進を求める意見書

子どもたちが安全に安心して過ごせる場所であるはずの学校において、いじめや体罰、わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントなどの重大な事案が後を絶ちません。

文部科学省が発表した平成 29 年度におけるいじめの認知件数は、小中学校で約 40 万件となり過去最多、体罰及びわいせつ行為等によって懲戒処分等を受けた小中学校の教職員は、平成 29 年度の調査で約 800 人に及んでいます。

2013（平成 25）年にいじめの防止・早期発見・対処について定めた「いじめ防止対策推進法」が制定されましたが、教職員の業務が煩雑・多忙化していることもあり、その運用が浸透しているとは言えません。また、インターネット環境を利用したいじめも増加しており、学校や保護者の目が行き届かない場面も多くなっています。

体罰やわいせつ行為等に関しても、教職員への研修等を行い、子どもたちが安心して学べる教育現場の実現を一層推進させなくてはなりません。

よって、国や文部科学省は、学校や教職員に対し、いじめや体罰、わいせつ行為等の防止に関する適切な態勢の確立を進め、子どもたちが安全に安心して教育を受けられる環境づくりを進めるよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

2019 年 3 月 15 日

北海道豊富町議会

議長 河 田 誠 一

（提出先） 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣